

新	旧
<p style="text-align: center;">建設工事等低入札価格調査実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成19年2月7日制定 令和4年2月16日最終改正</p> <p>第1条～第2条 略 (適用対象工事等)</p> <p>第3条 この要領は、競争入札により工事の請負契約（予定価格5千万円以上の工事に係る契約に限る。）又は製造の請負契約（千葉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年千葉県規則第100号）で規定する特定調達契約に限る。）を締結しようとする場合に適用する。</p> <p>2 次に掲げる工事における前項の規定の適用については、前項中「5千万円」とあるのは、「1億円」とする。</p> <p>(1) 災害復旧に関する工事</p> <p>(2) 国土強靱化に関する工事</p> <p>※ この要領において「予定価格5千万円以上の工事」を適用対象工事とするのは、平成21年5月1日から当分の間、競争入札に関する特例措置である。 この場合における「当分の間」とは、今後、別に新たな措置を講じるまでの間を意味する。</p> <p>第4条～第22条 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この要領は、令和4年3月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">建設工事等低入札価格調査実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成19年2月7日制定 令和3年9月29日最終改正</p> <p>第1条～第2条 略 (適用対象工事等)</p> <p>第3条 この要領は、競争入札により工事の請負契約（予定価格5千万円以上 (災害復旧に関する工事については1億円以上) の工事に係る契約に限る。）又は製造の請負契約（千葉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年千葉県規則第100号）で規定する特定調達契約に限る。）を締結しようとする場合に適用する。</p> <p>※ この要領において「予定価格5千万円以上の工事」を適用対象工事とするのは、平成21年5月1日から当分の間、競争入札に関する特例措置である。 この場合における「当分の間」とは、今後、別に新たな措置を講じるまでの間を意味する。</p> <p>第4条～第22条 略</p> <p>附 則 略</p>